

高知県公報

発行 高知県内丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回（火曜日・金曜日）

目次

告 示	ページ
○特定計量器の定期検査の実施（商工政策課）	1
○保安林の指定施業要件の変更（治山林道課）	1
○公共測量の実施の通知（用地対策課）	1
○土地収用法に基づく事業の認定（ 〃 ）	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定（防災砂防課）	3
○道路の区域変更（道 路 課）	3
公 告	
○平成28年度後期技能検定試験の実施（雇用労働政策課）	3
○河川法による所有者不明の工作物の措置（河 川 課）	6
高知県教育委員会規則	
◎高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	6
◎高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	7
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	7
○告示（指定講習機関の指定）の一部改正	8
○告示（運転免許取得者教育の認定）の一部改正	8
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	8
○政治団体の届出事項の異動の届出	8

告 示

高知県告示第464号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成28年9月2日

高知県知事 尾崎 正直

指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類 皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所

土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市の町、仁淀川町、大月町、三原村及び黒潮町	平成28年10月27日及び28日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所
--	------------------	--------------------------	----------

高知県告示第465号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年9月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 梶原町（次の図に示す部分に限る。国有林に係るものは除く。）
 - 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び梶原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第466号

佐川町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成28年8月19日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39

条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成28年9月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類 公共測量（デジタル撮影、航空レーザ）
- 作業期間 平成28年9月1日から平成29年2月28日まで
- 作業地域 佐川町全域

高知県告示第467号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成28年9月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 起業者の名称 香南市
- 事業の種類 赤岡町南町津波避難タワー整備事業
- 起業地
 - 収用の部分 香南市赤岡町南町ノ西地内
 - 使用の部分 なし
- 事業の認定をした理由 平成28年7月7日に香南市から申請があった赤岡町南町津波避難タワー整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。
 - 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について 本件事業は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条及び高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第7条の規定に基づき、香南市が地震による津波から住民の生命を守るために、緊急的かつ一時的な避難施設である津波避難タワーを整備する事業であり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に係る事業に該当する。したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について 本件事業の起業者である香南市は、地方公共団体として、地震による津波災害に対して防災の推進を図るために、平成25年3月に「香南市津波避難計画」を策定し、本件事業の起業地が存する同市赤岡町において、未だ安全な津波避難場所がない地域を避難対象地区に指定しており、

本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

香南市は、平成18年3月に、旧赤岡町、旧香我美町、旧野市町、旧夜須町及び旧吉川村が合併して誕生した市である。

高知市から約20キロメートル東に位置し、東西約20キロメートル、南北約15キロメートルの広さで、面積は126.51平方キロメートル、平成28年4月末現在の人口は33,903人である。

香南市の南部地域は、太平洋に面する自然豊かな景観の海岸部及び肥沃な平野部が東西に広がり、平成14年7月の土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の開業、更に高知市と安芸市とを結ぶ高知東部自動車道の開通など、広域交通網が整備され、将来的にも人口の増加を期待することができる地域である。

本件事業において整備する津波避難タワーは、香南市赤岡町の中央部に位置し、北は2級河川香宗川から、南は赤岡漁港付近の沿岸部まで、また、東は国道55号線までの北町地区の全域並びに南町地区、日の出地区、港町地区、中町地区、幸町地区及び元町地区の各一部における津波避難困難者を対象とした、津波緊急避難場所として活用するものである。

本件事業の起業地は、避難対象区域の中央の南町地区に存し、赤岡市民館の東側、国道55号線から西へ130メートルほどの場所に位置する、いずれも海拔約8.8メートルの宅地、市有公園及び法定外公共道である。

また、対象となる避難区域は、国道55号線及び起業地の南側に隣接する市道南町線を幹線道路として住宅及び事業所が形成されており、平成27年4月末の行政区人口は358人となっている。

本県において甚大な被害が予想される南海トラフ地震は、今後30年以内に70パーセント程度の確率で発生すると予測されているが、平成24年8月29日に内閣府が発表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」及び同年12月10日に県が公表した「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測」によると、香南市赤岡町においては、全域が津波浸水区域内となり、また、最高津波浸水深は、地上7.0メートルと想定されることから、津波により家屋等が流失し、甚大な

被害がもたらされる危険性が高いと予想されている。

これを受けて、香南市では、「第1次香南市振興計画後期基本計画」に基づき、津波避難対策の施策として高台の整備を進めており、津波避難タワーについては、平成24年6月から平成25年1月にかけて、津波浸水が予測される同市内の全5町ごとに各7回、計35回実施した住民参加型の「津波避難対策ワークショップ」により意見集約を行った結果、同市の全域で21基の整備を計画し、同市夜須町に県が主体となって整備する1基を加え、全部で22基の整備を予定している。

平成27年度末までに12基の津波避難タワーが完成しており、その他の津波避難タワーについても早期の整備を目指している。

また、前述の「津波避難対策ワークショップ」で検討した結果を基に、平成25年3月には、従来の津波避難計画の見直しを行うとともに、「香南市津波避難計画」を策定し、同市赤岡町全域を避難対象区域として指定している。

現在、当該区域には津波緊急避難場所として、赤岡市民館（RC造、2階建、平成21年3月竣工）が存在するが、避難スペースは2階部分であり、「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測」による当該地点での最大津波浸水深3.0メートルに対しては、「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年6月内閣府）」に記載されている「想定される浸水深が3メートルの場合は4階建以上の施設」には該当せず、安全な津波緊急避難場所とはならない。

また、赤岡町内で津波緊急避難場所として利用可能な既存施設は、歴史の丘公園、轟神社、香南市消防庁舎、香取神社、城山高校及び須留田八幡宮が指定されているが、「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成25年3月消防庁）」に示す避難可能距離500メートルを目安とし検証したところ、当該区域から最も近い位置にある歴史の丘公園への避難に要する時間は一般的な単独歩行速度（0.7メートル/秒とする。）で約21分であるものの、最長避難距離880メートルが避難可能距離500メートルを超えることから、災害時要配慮者等の避難において避難距離が長くなることによる避難経路上の家屋倒壊等の問題により、安全かつ確実な避難経路の確保に対する不安が払拭できない。

以上により、既存施設への避難は非常に危険な行動となることや、当該区域全員の避難は極めて困難であると判断されるため、当該区域への早急な津波緊急避難場所の新設整備が必要となっている。

本件事業に係る避難対象区域は、北町地区の全域並び

に南町地区、日の出地区、港町地区、中町地区、幸町地区及び元町地区の各一部とし、避難対象人口は当該行政区人口358人に昼間最大人口を考慮し、当該区域内の事業所従業員等58人を加えた416人を想定しており、当該地区の住民及び従業員等の生命を守る重要な施設の整備となっている。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について
本県事業の起業者である香南市の調査によると、本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）又は高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）の定めにより起業者が保護のため特別の措置を講ずべきとされた動植物は、確認されていない。更に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は、存在しない。

また、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）の定めにより環境影響評価が義務付けられた事業には該当しない。また、香南市は、本件事業の施行において、起業地の生活環境に及ぼす影響はないとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について
本件事業の候補地として、津波浸水予測図等から避難困難地域を選定し、当該地域の住民が避難可能時間内に、津波から迅速かつ円滑に避難することができる場所を念頭に置き、3箇所の候補地を挙げて比較検討している。当該避難困難地域内での避難距離、避難経路等の避難条件並びに社会的、経済的及び技術的観点から総合的に勘案すると、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

また、本件事業の起業地の面積は、津波緊急避難施設として必要な事項を勘案して決定されており、適当であると認められる。

エ 比較衡量
アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のAで述べたように、北町地区の全域並びに南町地区、日の出地区、港町地区、中町地区、幸町地区及び元町地区の各一部には、適切な津波緊急避難場所が存在しないため、近い将来発生が予測されている南海トラフの巨大地震による津波被害の危険性が非常に高い状況であり、津波避難施設の整備が強く望まれているところである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
香南市役所

高知県告示第468号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年9月2日

高知県知事 尾崎 正直

高岡郡檮原町坂本川

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡檮原町坂本川	243-1
2	〃 〃 〃	253

3	〃	〃	〃	130
4	〃	〃	〃	193-1
5	〃	〃	〃	189-1
6	〃	〃	〃	201
7	〃	〃	〃	248
8	〃	〃	〃	245

(2) 区域

標柱1から8までを順次に直線で結んだ線及び標柱8と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年9月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町大正 字小フヂ谷1483番25	前	3.6 }	31
	後	9.4 }	31
		10.5	

公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、平成28年度後期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

平成28年9月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施する等級、検定職種等

実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。

(1) 特級職種

鑄造、金属熱処理、機械加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びパン製造

(2) 一級及び二級職種

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業又は数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業又は集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、時計修理（時計修理作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業又はビニルエステル樹脂積層防食作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業又は和菓子製造作業）、酒造（清酒製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業又は鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業又は改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業又は組織試験作業）及び塗装（鋼橋塗装作業）

(3) 三級職種

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業又はシーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、テクニカルイラスト

トレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業又はテクニカルイラストレーションCAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業）及び電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

(4) 単一等級職種

電子回路接続（電子回路接続作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成28年12月1日（木）から平成29年2月12日（日）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。

(ア) 特級、一級、二級、三級（高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者を除く。）及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
鋳造	(特級職種)	17,900円
金属熱処理		
機械加工		
工場板金		
めっき		
仕上げ		
機械検査		
電子機器組立て		
電気機器組立て		
半導体製品製造		
自動販売機調整		

油圧装置調整	
建設機械整備	
婦人子供服製造	
パン製造	
造園	造園工事作業
さく井	ロータリー式さく井工事作業
機械加工	普通旋盤作業
工場板金	機械板金作業
	数値制御タレットパンチプレス板金作業
電子回路接続	電子回路接続作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
	シーケンス制御作業
半導体製品製造	集積回路チップ製造作業
	集積回路組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業
自動販売機調整	自動販売機調整作業
時計修理	時計修理作業
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て作業

油圧装置調整	油圧装置調整作業
農業機械整備	農業機械整備作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
家具製作	家具手加工作業
プラスチック成形	射出成形作業
強化プラスチック成形	エポキシ樹脂積層防食作業
	ビニルエステル樹脂積層防食作業
パン製造	パン製造作業
菓子製造	洋菓子製造作業
	和菓子製造作業
酒造	清酒製造作業
建築大工	大工工事作業
かわらぶき	かわらぶき作業
配管	建築配管作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業
	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
防水施工	アスファルト防水工事作業
	合成ゴム系シート防水工

	事作業	
	塩化ビニル系シート防水工事作業	
	改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業	
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業	
カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業	
バルコニー施工	金属製バルコニー工事作業	
ガラス施工	ガラス工事作業	
金属材料試験	機械試験作業	
	組織試験作業	
塗装	鋼橋塗装作業	
機械検査	機械検査作業	14,900円
和裁	和服製作作業	13,100円
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション手書き作業	
	テクニカルイラストレーションCAD作業	
機械・プラント製図	機械製図手書き作業	
	機械製図CAD作業	
電気製図	配電盤・制御盤製図作業	

(イ) 三級職種(高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者に限る。)

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
------	-----------	-----

造園	造園工事作業	11,900円
機械加工	普通旋盤作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業	
	シーケンス制御作業	
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	
	プリント配線板製造作業	
時計修理	時計修理作業	
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て作業	
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業	
家具製作	家具手加工作業	
プラスチック成形	射出成形作業	
建築大工	大工工事作業	
配管	建築配管作業	
機械検査	機械検査作業	9,900円
和裁	和服製作作業	8,700円
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション手書き作業	
	テクニカルイラストレーションCAD作業	
機械・プラント製図	機械製図手書き作業	

	機械製図CAD作業	
電気製図	配電盤・制御盤製図作業	

- エ 問題の公表
 実技試験の問題は、あらかじめ平成28年11月24日(木)に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。
 (2) 学科試験
 ア 実施期日
 検定職種ごとに次のとおりとする。
 (ア) 特級職種

検定職種	実施期日
鋳造 金属熱処理 機械加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 パン製造	平成29年1月29日(日)

(イ) 一級、二級及び単一等級職種

検定職種	実施期日
機械検査 電気機器組立て 配管 型枠施工 ガラス施工 金属材料試験	平成29年1月22日(日)
さく井 工場板金 自動販売機調整	平成29年1月29日

時計修理 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空調和機器施工 強化プラスチック成形 パン製造 酒造 防水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図 バルコニー施工	
半導体製品製造 プリント配線板製造 和裁 菓子製造 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 電気製図 塗装 電子回路接続 樹脂接着剤注入施工	平成29年2月5日（日）

（ウ） 三級職種

検定職種	実施期日
電気機器組立て 内燃機関組立て 配管	平成29年1月22日
造園 時計修理 冷凍空調和機器施工 家具製作 機械・プラント製図	平成29年1月29日
機械加工 機械検査 電子機器組立て プリント配線板製造 和裁 プラスチック成形	平成29年2月5日

建築大工 テクニカルイラストレーショ ン 電気製図

- イ 実施場所
別途高知県職業能力開発協会が指定する場所
- ウ 手数料
3,100円
- 3 受検の申請手続
 - (1) 提出書類
 - ア 技能検定受検申請書（知事が別に定めるものとする。）
 - イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
 - (2) 書類の提出先
高知市布師田3992-4（高知県立地域職業訓練センター内） 高知県職業能力開発協会
なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
 - (3) 書類の受付期間
平成28年10月3日（月）から同月14日（金）まで（郵送による場合は、平成28年10月14日付けの消印のあるものまで受け付ける。）
 - (4) 技能検定受検申請書の交付
技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会が交付する。
なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。
 - (5) 手数料の納付方法等
手数料は、申請書に添えて納付すること。
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。
受検の申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。
- 4 合格者の発表等
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、平成29年3月10日（金）に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県立高知高等技術学校のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>）に掲載する。
- 5 技能検定合格証書等の交付
特級、一級又は単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級又は三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。

また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

6 その他
この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校（電話番号088-847-6601）又は高知県職業能力開発協会（電話番号088-846-2300）に問い合わせること。

~~~~~

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき、所有者不明の工作物の措置を次のとおり行う。  
平成28年9月2日

- 河川管理者  
高知県知事 尾崎 正直
- 1 工作物の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量  
二級河川出見川水系出見川 須崎市浦ノ内出見字拂川1373番8地先  
船舶2隻
  - 2 所有者の行うべき措置  
工作物の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に河川管理者の指示に従い、当該工作物を除却しなければならない。
  - 3 河川管理者の措置  
河川管理者は、工作物の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物を除却させ、河川法第75条第4項の規定により、当該工作物を保管するものとする。  
なお、保管後に工作物の所有者が判明した場合は、同条第9項の規定により、当該所有者に当該工作物の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年9月2日

高知県教育長 田村 壮児

**高知県教育委員会規則第23号  
高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。  
第16条に次の1項を加える。

- 6 奨学生が第2項に規定する納期限までに奨学金を返還しなかったときは、貸与を受けた奨学金の全額（当該奨学金の一部が返還されている場合にあっては、当該返還されている額を控除した額）を一括して返還させることができる。

別記第1号様式の3の2中「怠ったときは、」を「怠ったときは、返還期限にかかわらず一括返還を求められ、又は」に改める。

別記第13号様式中「怠ったときは、」を「怠ったときは、返還期限にかかわらず一括返還を求められ、又は」に、

「住 所  
氏 名 ㊟」

を

「住 所  
フリガナ  
氏 名 ㊟」

に改める。

附 則  
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第3条第3項の規定により平成29年4月1日前に同項の申請書を提出する場合における同項第1号の誓約書については、この規則による改正前の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則別記第1号様式の3の2によることができる。

~~~~~  
高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月2日
高知県教育長 田村 壮児

**高知県教育委員会規則第24号
高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則（平成19年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
第18条に次の1項を加える。

5 奨学生が第2項に規定する納期限までに奨学金を返還しなかったときは、貸与を受けた奨学金の全額（当該奨学金の一部が返還されている場合にあっては、当該返還されている額を控除した額）を一括して返還させることができる。

別記第6号様式中「怠ったときは、」を「怠ったときは、返還期限にかかわらず一括返還を求められ、又は」に改める。

別記第18号様式中「怠ったときは、」を「怠ったときは、返還期限にかかわらず一括返還を求められ、又は」に、

「住 所
氏 名 ㊟」

を

「住 所
フリガナ
氏 名 ㊟」

に改める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第3条第3項の規定により申請をした奨学生が同規則第7条第1項の規定により平成29年4月1日前に提出する場合における同項の誓約書については、この規則による改正前の高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則別記第6号様式によることができる。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第21号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成28年9月2日
高知県公安委員会委員長 島田 京子

1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）

(2) 種別
ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）

(3) 実施期日
ア 新規取得講習

平成28年11月8日（火）から同月16日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

平成28年11月14日（月）から同月16日までの3日間

(4) 実施場所
吾川郡いの町天王北一丁目14番地

高知県立高知青少年の家
2 受講者定員

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

- (1) 新規取得講習 25人
- (2) 追加取得講習 5人

3 受講資格者
(1) 新規取得講習

受講申込み時において、最近5年間に4号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習
受講申込み時において、4号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)に該当するものとする。

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
(1) 受講希望の事前申込方法

ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間
ア 平成28年10月3日（月）及び4日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(3) 受講予定者の確定方法
ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成28年10月5日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。

5 受講申込手続
受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間
平成28年10月11日（火）から同月13日（木）までの午前

9時～12時までの間とする。

平成28年10月11日（火）から同月13日（木）までの午前

9時～12時までの間とする。

平成28年10月11日（火）から同月13日（木）までの午前

9時～12時までの間とする。

8時30分から午後5時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先

高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通

イ 4号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書 1通

ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通

エ 受講申込確認書 1通

(4) 受講申込書等の提出方法

受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては34,000円、追加取得講習にあつては10,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）

(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

高知県公安委員会告示第22号

平成9年3月高知県公安委員会告示第4号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年9月2日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

表中「中山俊一」を「北村 相」に改める。

高知県公安委員会告示第23号

平成12年7月高知県公安委員会告示第9号（運転免許取得者教育の認定）の一部を次のように改正する。

平成28年9月2日

高知県公安委員会委員長 島田 京子
表中「代表取締役 中山 俊一」を「代表取締役 北村 相」に改める。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年9月2日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
安岡くにひこ後援会	安岡 邦彦	安岡 和代	幡多郡大月町頭集623番地2	平28・7・20

高知県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年9月2日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党高知県電気通信支部（氏原 功）	刈谷 志毛雄	氏原 功	香美市土佐山田町加茂795-2	平28・6・29
新		氏原 功	沖本 恭一	香南市赤岡町552-1	
旧	自由民主党高知	異動なし	異動なし	高知市南	平28

新	県林材支部（中越 利茂）			川添10番21号 南国市双葉台7番地1	・7 ・20
旧	自由民主党いの支部（伊藤 浩市）	異動なし	異動なし	異動なし	平28・7・21
新	自由民主党いの町伊野支部（伊藤 浩市）				
旧	自由民主党芸西村支部（宮崎 義明）	池田 廣	小松 敏子	安芸郡芸西村西分甲2647-4	平28・7・23
新		宮崎 義明	竹内 英樹	安芸郡芸西村和食甲133-8	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	山本学後援会（野崎 昌男）	異動なし	異動なし	香南市野市町西野2609番地4	平28・7・1
新				香南市野市町西野1566番地1	
旧	高橋ひろただ後援会（高橋 範男）	異動なし	異動なし	高知市棧橋通三丁目26-10	平28・7・13

新				
---	--	--	--	--

高知市棧 橋通四丁 目9番23 号
